

大分大学医学部附属病院女性医療人キャリア支援センター細則

平成26年12月24日制定

平成26年医学部附属病院細則第1-6号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院女性医療人キャリア支援センター（以下「センター」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) キャリア継続及び復帰支援に関すること。
- (2) キャリアアップ支援に関すること。
- (3) その他センターに関すること。

(構成)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) その他センター長が必要と認める者
- 2 センター長は、病院長が指名する医学部又は附属病院の教授をもって充て、センターの業務を総括する。
- 3 副センター長は、2人まで置くことができるものとし、病院長が指名する医学部又は附属病院の教授、准教授、講師、助教、助手又は病院特任助教をもって充てる。
- 4 副センター長は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

(運営委員会)

第4条 センターの運営に関する事項を審議するため、女性医療人キャリア支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の構成)

第5条 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 臨床医学系の教員 2人
- (4) 薬剤部長
- (5) 看護部長
- (6) 医療技術部長

- (7) 医学・病院事務部長
- (8) 医学・病院事務部総務課長
- (9) 医学・病院事務部経営戦略課長
- (10) その他センター長が必要と認める者

- 2 前項第3号及び第10号の委員は、病院長が指名する。
- 3 第1項第3号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 第1項第3号及び第10号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 運営委員会に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 6 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(運営委員会の議事)

第6条 運営委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより運営委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。
- 4 前項の議事については、第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 5 第3項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の運営委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第7条 委員が、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、当該委員が指名した代理の者を会議に出席させることができる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(運営委員会の事務)

第9条 運営委員会の事務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 26 年 12 月 24 日から施行する。

附 則（令和 2 年医学部附属病院細則第 1－3 号）
この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年医学部附属病院細則第 1－8 号）
この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年医学部附属病院細則第 2－6 号）
この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。